

見附市立学校における
教員の勤務時間の上限に関する方針

令和2年4月
見附市教育委員会

目 次

- I 見附市立学校における教員の勤務実態と課題
 - 1 小学校・中学校・特別支援学校の教員の勤務実態
 - 2 課題

- II 勤務時間の管理
 - 1 客観的な勤務時間の把握
 - 2 在校等時間の管理

- III 時間外の勤務時間削減の取組方針
 - 1 目標
 - 2 見附市教育委員会と学校が連携して進める取組
 - 3 教育委員会の取組

I 見附市立学校における教員の勤務実態と課題

見附市立学校（小学校・中学校・特別支援学校）では、平成29年6月から教職員が所定の勤務時間以外の時間に業務に従事した時間（以下「時間外の勤務時間」という。）を出退校簿に記録している。また、見附市立学校における教職員の勤務実態を把握するため、月ごとの勤務時間以外の時間に長時間業務に従事している教職員の実態をまとめた。また、平成30年7月と令和2年1月に実施した教員の働き方改革を推進するための校長研修会や年3回実施の校長面談を基に、見附市立学校における教員の勤務実態について分析した。

1 小学校・中学校・特別支援学校の教員の勤務実態

（1）月別の勤務状況

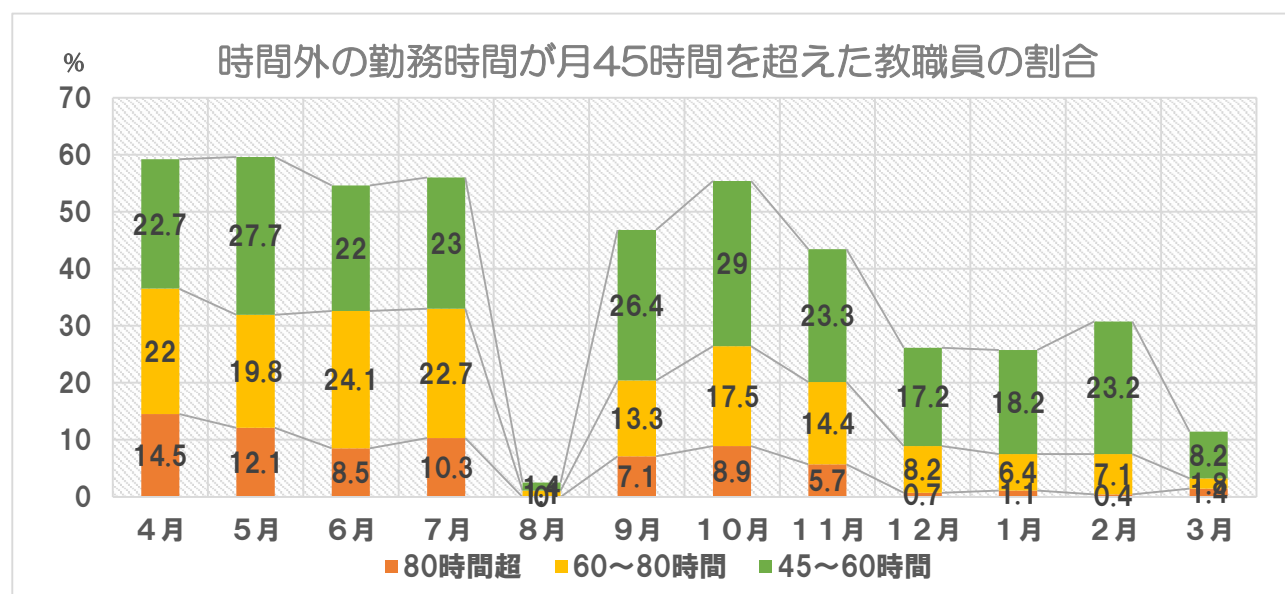
令和元年度に時間外の勤務時間が月45時間を超えた教員の割合が高い月は、4～7月と10月である。その中で、割合が最も高い月は、5月（全体の約60%）である。

また、4月から7月の間に、時間外の勤務時間が月45時間を超えた教員の状況を個別にみると、同じ教員が毎月同程度の時間、同じ業務に従事している状況がみられた。

学校の業務は、年度初めの4月、運動会や部活動の大会、定期考査がある5月～6月、部活動の大会や対外試合、学期末業務が多くなる7月、親善陸上大会や秋季大会、文化祭（学習発表会）や合唱コンクールを迎える9月～10月が繁忙期となっている。冬季間は、月45時間を超えて時間外勤務をする教員が少なくなる傾向がある。

時間外の勤務時間が月45時間を超えた教職員の校種別の割合

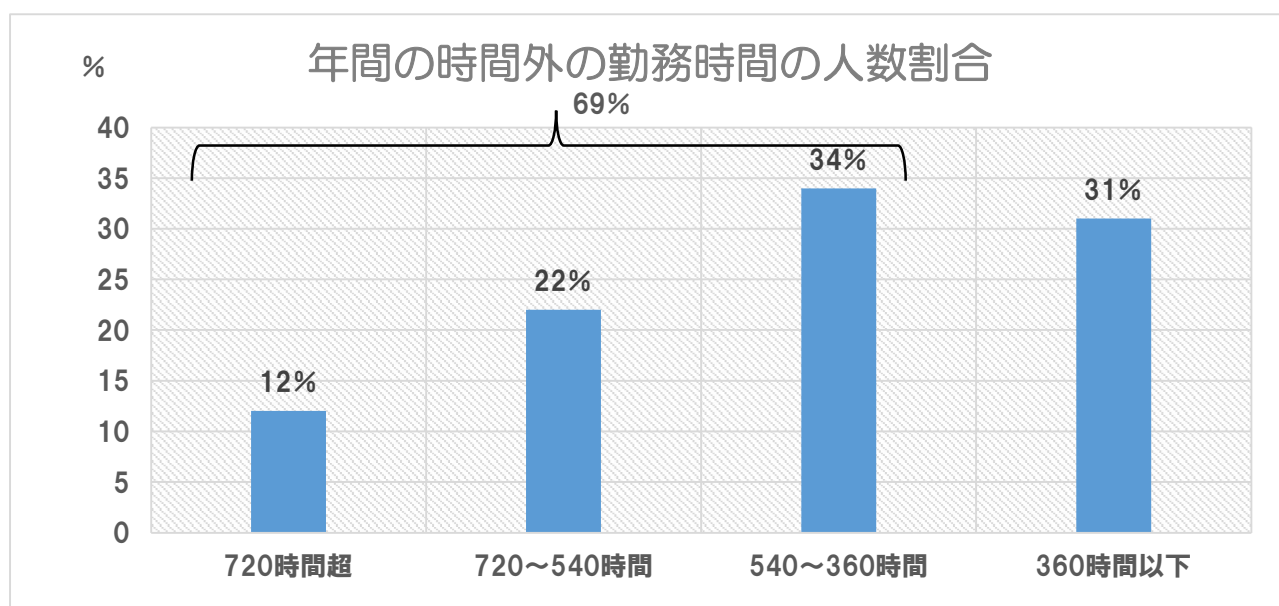
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-------------|------|------|------|------|-----|------|------|------|------|------|------|------|
| 小学校教員(%) | 65.4 | 64.8 | 56.8 | 58.6 | 1.9 | 54.4 | 60 | 46.5 | 31.9 | 32.5 | 34.4 | 11.3 |
| 中学校教員(%) | 58.5 | 59.8 | 64.6 | 65.9 | 4.9 | 45.1 | 59.8 | 50 | 22 | 22 | 32.9 | 14.6 |
| 特別支援学校教員(%) | 34.2 | 36.8 | 23.7 | 23.7 | 0 | 18.4 | 26.3 | 15.8 | 10.5 | 5.3 | 10.5 | 5.3 |
| 教員全体の割合(%) | 59.2 | 59.6 | 54.6 | 56 | 2.5 | 46.8 | 55.4 | 43.4 | 26.1 | 25.7 | 30.7 | 11.4 |
| 人数(人) | 167 | 168 | 154 | 158 | 7 | 131 | 155 | 121 | 73 | 72 | 86 | 32 |



(2) 年間の勤務状況

令和元年度に時間外の勤務時間が年360時間を超えた教員の割合は、教員全体の約69%であった。職位別にみると、管理職では約69%が、教諭では約73%が年360時間を超えていた。管理職では、教頭の割合(100%)が高い。また、異動者、新採用、若手教諭の在校時間が長くなっている。

教職員評価校長面談等の校長からの聞き取りでは、教頭には、校舎の維持管理、渉外業務、様々な相談業務や指導業務、各種調査依頼等の対応が集中しており、在校時間が長くなっているとの報告があった。特に年度末、年度初の業務に多くの時間を要している。また、勤務時刻を過ぎて長時間在校し、教材づくりや教材研究、校務分掌等の業務に時間を費やしている教諭がいる。それに加え、一部の教諭は、週休日や祝日にも出勤し、授業や行事の準備をしている教諭もいる。さらに、中学校教諭の多くが、部活指導にあたっている状況がある。



2 課題

(1) 勤務時間に対する意識の薄さ

教員は、時間外の勤務に対する手当の支給がなく、管理職も勤務時間の管理に対する意識がこれまで薄かったことから、限られた時間の中で業務を遂行する意識が薄い。また、教員の家庭生活の充実などの観点から、ワーク・ライフ・バランスを浸透させる教育委員会の取組も十分とはいえない状況である。

(2) 業務量の増加

新学習指導要領の対応や不登校生徒の増加、いじめ事案の発生など学校での業務が多様化し、業務量が膨らんでいるにもかかわらず、業務量削減の観点から、これまで行ってきた業務の必要性や方法についての見直しが十分に行われていない。

(3) 特定の教員への業務の偏り

特定の教員に業務が集中し、その教員の長時間勤務が常態化する傾向が見られ、業務の偏りを平準化するための校務分掌や部活動の見直しなどの取組が不十分である。

Ⅱ 勤務時間の管理

見附市立学校においては、文部科学省の「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（以下「上限ガイドライン」という。）で示された「在校等時間」により、勤務時間の管理を行うこととする。

1 客観的な勤務時間の把握

上限ガイドラインでは、「働き方改革推進法による改正後の労働安全衛生法体系において、タイムカードによる記録、電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法とその適切な方法による勤務時間の把握が事業者の義務として明確化されたことを踏まえ、在校時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的な方法により計測すること。」と示されている。

各学校においては、市教育委員会が配付する出退校簿を用いて勤務時間の把握を行うこととする。令和3年度からは、校務支援システムの服務管理機能を活用し、出退勤時刻を記録する。

また、校長は、出退校簿により把握した教員の時間外の勤務時間を市教育委員会に報告し、市教育委員会は、見附市の状況を把握・分析し、本方針取組状況の確認と検証を行う。

2 在校等時間の管理

本方針において対象となる勤務時間は、教員が在校している在校時間を基本とする。なお、所定の勤務時間外に、校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告に基づき除くものとする。

これに加えて、校外の勤務についても、職務として行う研修への参加や児童生徒の引率、児童生徒の家庭訪問、警察や児童相談所等の関係機関との打ち合わせ等の職務に従事している時間については、時間外勤務命令に基づくもの以外も含めて外形的に把握し、対象として合算する。

ただし、これらの時間からは、休憩時間を除くものとする。

これらを総称して「在校等時間」とし、本方針において対象となる「勤務時間」とする。

なお、週休日に行うPTA主催の土曜講座や模擬試験、検定に従事する時間は、在校等時間には含まれない

【参 考】

＜在校等時間から除かれるもの＞

○ 自己研鑽の時間

「所定の勤務時間以外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間」とは、上司からの指示や児童生徒・保護者等からの直接的な要請等によるものではなく、日々の業務とは直接的に関連しない、業務外と整理すべきと考えられる自己研鑽の時間を指している。具体的には、例えば、所定の勤務時間外に、教師が幅広くその専門性や教養を高めるに学術書や専門書を読んだり、教科に関する論文を執筆したり、教科指導や生徒指導に係る自主的な研究会に参加したり、自らの資質を高めるために資格試験のための勉強を行ったりする時間のようなものが挙げられる。

○ その他業務外の時間

所定の勤務時間の前後における時間のうち、業務とみなされない活動を行った時間は、在校等時間から除く。例えば、朝早めに出勤して新聞を読んだり、読書をしたりする時間や、所定の勤務時間終了後の夕食の時間、学校内で実施されるPTA活動に公務としてではなく参加している時間、地域住民としての立場で学校で行われる地域活動に参加している時間等が挙げられる。

[文部科学省の「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの運用に係るQ&A（平成31年3月29日）」より抜粋]

Ⅲ 時間外の勤務時間削減の取組方針

勤務時間の適正な管理や業務の見直しを行うことにより、教員の時間外の勤務時間を削減するため、以下に示す取組を市教育委員会及び市立各学校がそれぞれ進めることとする。

1 目 標

「時間外の勤務時間を1か月45時間以内にする事」「時間外の勤務時間を1年間360時間以内にする事」を目標とする。

特に、過労死や健康障害の危険性が高まる月80時間を超える時間外勤務を行っている教員をゼロにすること、また、年間720時間を超える教員をゼロにすることを目指す。

2 見附市教育委員会と学校が連携して進める取組

(1) 勤務時間に対する意識改革

○ 勤務時間のマネジメントに関する管理職対象の研修の実施

学校における業務改善には、管理職のマネジメント能力の向上が不可欠である。時間管理、健康管理などの内容を盛り込んだ研修を実施し、管理職のマネジメント力を強化する。

○ 教員の働き方に関する観点からの学校運営方針、学校自己評価、教職員評価の見直し

校長は、学校運営方針に、優先すべき業務をはじめ、学校の組織や在校等時間の管理、健康管理等のマネジメントの方針を示し、これに基づき学校自己評価を行う。また、教育委員会は、校長をはじめとする教職員の評価についても働き方改革の観点を位置づける。

(2) 部活動指導の適正化

○ 今後の部活動の在り方の検討

生徒数の減少に伴い、部活動そのものに支障が生じていることに加え、教員の負担増になっていることから、今後の部活動の在り方を検討し、学校の特色、規模に応じた部活動を設置する。

○ 「見附市立学校に係る部活動の方針」の遵守

部活動の日数、活動時間については、生徒のバランスのとれた健全な成長を確保するため策定した「見附市立学校に係る部活動の方針」を遵守する。

○ **複数顧問体制等による部活動指導業務の分担**

複数顧問体制を整え、主顧問と副顧問や複数部活動における各部顧問とのワークシェアリング等を取り入れ、1人の顧問に業務が偏ることがないように業務分担を見直す。また、部活動外部顧問の活用により教員の部活動業務の負担軽減を図る。

○ **週休日等に参加する大会・試合の精選**

週休日等が開催される大会・試合への参加については、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないよう、参加する大会・試合を精選する。

○ **生徒・保護者への理解への促進**

「見附市立学校に係る部活動の方針」の遵守や、教員の負担軽減等の重要性について、生徒や保護者の理解を深める取組を行う。

(3) 業務の削減・簡素化・効率化

限られた時間の中で必要な教育活動を行うために、業務の削減・簡素化・効率化を図る。

○ **学校行事の見直しの推進**

これまで行ってきた学校行事や学年単位の行事等の精選や内容の簡素化、日数の削減等を進める。

○ **学校業務の再整理**

補習、登下校指導等、勤務時間外に行っている業務も含め、「やめる」「変える」「減らす」の観点から整理し、業務の削減を進める。

○ **諸会議の開催回数や所要時間の見直し**

関係資料の事前送付や、共有フォルダーでの文書の共有化により、会議の開催回数や諸時間の削減を進める。

○ **校務分掌等の業務の平準化**

校務分掌業務の負担が一部の教員にかかりすぎないように、担当教員間での平準化を進める。

○ **書類や教材等の共有化の推進**

過去の業務に関する書類や教材等データ等の保存方法を見直し、教員間でのデータの共有を進め、業務の効率化を図る。

○ **定時退校を促す取組**

チャイムの活用等により、教員に勤務時間の終了を知らせ、定時退校に対する意識の徹底を図る。

(4) 出退校時刻の見直し、学校閉庁日等の設定

出退校時刻の見直しを行い、勤務時間外に在籍する時間の短縮を図る。

○ 出退校時刻の設定

原則出校は7時30分以降、退校は18時30分までを目安とする。

○ 学校閉庁日の設定

学校閉庁日を、夏季休業中に5日の他、年間を通して週休日・祝日に12日以上設定する。

○ 定時退校日の設定

毎月定時退校日を設定し、各学校で退校時刻を定める。

○ 週休日・祝日の出校の禁止

週休日・祝日は、事前に校長の許可を得た場合を除き、原則、出校を禁止する。

3 教育委員会の取組

(1) 学校調査の精選・工夫、職員研修の見直し

市教育委員会が行う学校への調査・照会について精査し、削減を進めるとともに、提出書類の改善・工夫を行い、書類作成の負担軽減を図る。

(2) 外部人材の活用

教育補助員、学校看護師、指導助手、部活動外部顧問の有効活用を図る。また、地域学校協働本部、学校運営協議会と連携協働した教員の働き方改革・意識改革を推進する。

(3) 教員の働き方改革に関する保護者・市民の理解促進

保護者・市民に対し、リーフレット、ホームページ等を活用し、教員の働き方改革の重要性や方向性について情報提供を行い、教員の働き方改革に対する理解が深まるよう努める。